

## 推薦の基準は「優れた研究又は業績」だけ

12日の松宮孝明さんの講演の後半部分の要旨を掲載します。

総理には推薦に基づいて任用を求める会員を拒否する権限はない

第7条、任命については2項「会員は、17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とある。学術会議の「推薦に基づいて」総理が「任命する」のですから、推薦しているものを「任

命しない」ことは、一般的には成り立たない。推薦の基準となる「17条の規定」とは何か、「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」…「選考し…内閣総理大臣に推薦する」。つまり立派な研究業績を上げている、基準はこれだけです。それを「任命しない」というなら業績が不足だということであり、総理がそれを判断して、ということになる。法律は総理にそのような能力があることを前提していないし、誰であれそんなことは不可能

です。なので事実上、総理に拒否権はない。拒否するとすれば他のよからぬ理由が必要になる。そこで「人事についてコメントはしない」と言うのだが、実際は、理由は言えないのです。しかし政府のこうした行為によって日本の学術を下支えする学術会議が役割を果たせなくなると、結局日本の学術のあり方は損なわれてしまう。

6人は共謀罪、安保法制、特定秘密保護法、沖縄・辺野古基地などの政府原案に異議を唱える人々だったと指摘されています。ただ一面、それが喧伝されることはよくない効果を生むことを懸念もします。政府の政策を批判する研究では研究費が取れず、業績を上げることが難しくなると考え、忖度する人が出てきます。こうして事実上、研究の自由が妨げられていく。特にこれから就職しようという若い研究者にはプレッシャーになります。

会員の任命がいかに学術会議の独立に基礎を置くものであるかは第25条、26条を見ても分かります。25条は、総理は会員の病気などによる辞職の申し出があった場合、「日



「一般市民として発言します」

### 日本学術会議法(抜粋)

**第七条** 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

**第十七条** 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

**第二十五条** 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつ

たときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

**第二十六条** 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。



滋賀大学の先生からも意見表明

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める



市民と野党が共同して  
安倍・菅政治に代わる新しい政治を

# 戦前積極的に戦争に協力した反省から生まれた組織

本学術会議の同意を得て「辞職を承認できるとなっています。26条は、総理は会員に「不適当な行為」がある時、「日本学術会議の申し出に基づき」退職させることができます。病気や、例えば研究不正などの不適切な行為があった時には、総理は会員の辞任を承認したり、やめさせたりすることができます。しかし、そんな自明のケースであっても学術会議の「同意」や「申し出」が必要なのです。総理の任免事項でこれほどの条件が付されている条文は珍しいのです。会員の任免につ

いてはこのように学術会議の独立した立場が尊重されているのです。理由なく任命しないのはどう考えても違法だと言わなければならない。

素材を開発したとしても、当然それは公表できない。「私の業績だ」ということもできない。こう

## 学術に手を突っ込んでくる戦前のふるまい

日本学術会議法違反の任命拒否は許してはならない。理由は権力の乱用である。しかも法律違反を犯している。学術分野に権力が手を突っ込んでくるのは、戦前のふるまいのようであるし、異様である。

科学者が良心にもとづき行動したことが任命拒否の理由であろうから、正に学問の自由を掘り崩す事態である。許してはならない。(亀山洋実)

学術会議が軍事研究に反対することは、科学が戦前、積極的に戦争に協力した反省から生まれた組織としての思想的存立基盤です。3年前にも同じ趣旨の反対声明を出しました。このことが実際の原因だという議論がある。「軍事研究の自由」もあるという人がいる。しかし学術会議は「反対する」と言っているだけで、「禁止」はしていないし、できるはずもない。なんの強制力もないのです。

次大戦中、独逸の暗号「エニグマ」の解読に成功していたが、その事実には戦後も暫く徹底的に秘密にされていた。仮に公表すれば「国家反逆罪」に問われかねない。その結果、チューリングの後半生は不幸なものになったという。若い研究者が目の前の予算に飛びついて軍事研究に手を染める

弁護士会からも出され始めている。皆さんに要望したいことは、政府に「ちゃんとした理由を公表せよ」と求めることです。学術会議の、理由を明示せよという「申し入れ」と任命されたしという要望を支持する運動を広げていただきたいということです。

「私大の業績だ」ということもできない。こういう機密を守るために「特定秘密保護法」が必要だったので。公開しても多くの人々に利益を享受してもらおうことも学問の自由のひとつです。公開できない研究を大学でやってはいけない。防衛省の委託研究に大学が応じないのは、防衛研究が学問の自由を害することを研究者は知っているからです。

このことをある雑誌記者に語ったとき、彼女は「ああ、それはエニグマですね。最近も映画になりました」と答えました。英国の天才数学者、アラン・チューリングは第二

に広範な団体から反対声明が出されています。各地の単位

【文責・編集部】



科学学会議の畑さん

## 「不適当な行為」での退職も学術会議の申し出が必要



松宮さんの講演に集中 松宮さん「気持ちよく話せた」